

事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成27年7月27日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区烏丸通七条上る常葉町真宗大谷派宗務所内		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人 真宗大谷学園 理事長 里雄 康意 電話 075-371-5521					
主たる業種	高等教育機関(大学)	細分類番号	8 1 6 1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成23年度から25年度の平均の排出量を基準に、平成28年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	大学、中・高等学校各現場の責任者である学長・校長のもと地球温暖化対策ならびに省エネルギーを推し進めると共に、教職員・学生等への啓蒙を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,853.6 トン	3,882.3 トン	3,805.8 トン	3,729.1 トン	-1.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,892.0 トン	3,782.3 トン	3,705.8 トン	3,647.0 トン	-4.6 パーセント	
	目標の根拠	大学では平成28年度までに、高効率照明、高効率空調設備機器への更新を行い3%の削減を目指す。又、デマンド監視によるエネルギー管理の強化及び契約電力に見合った変圧器容量見直しにより設備容量の削減と高効率変圧器導入も行う。しかしながら、中高において、平成26年度は生徒数が増え、選択授業の種類も増えたので、CO2排出量は大幅に増えた。生徒数が約7%増加となりますので、排出量も7%の増加する見込みである。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	学校	事業活動に伴う排出の量 (校舎等建物延床面積)	3.80	3.83	3.76	3.68	-0.88 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	大学では平成28年度までに、照明や空調等の負荷設備を更新して高効率化する。しかしながら、中高において延床面積は変わらないが生徒数増加のため、排出量が大幅に増加するため、削減率も微減となってしまふ。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		80.0 パーセント	80.0 パーセント	93.0 パーセント	93.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	大学では照明設備を更新する。適正なエネルギー管理に努める。中高では新体育館の照明を更新する。					
	(27)年度	大学では照明設備を更新する。空調設備を更新する。中高では旧体育館と知進寮の照明を更新する。					
	(28)年度	大学では照明設備を更新する。空調設備を更新する。中高では機器の適正な運転管理に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	中高では引き続き校内駐車を禁止する。					
	上記の措置を採用する理由	スペースが狭いため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	なし						
特記事項	超過削減量の差し引きを行っている。(第1、2年度に100トン、第3年度に82.1トン差し引き)平成26年度より、デマンド監視装置によるエネルギー監視システムを導入している。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。